

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要について

平成 21 年 2 月
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

1. 改正の趣旨

平成 20 年 3 月 31 日の行政改革推進本部決定「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に対する国の関与等に係る見直しについて」において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 15 条の 5 第 1 項に規定されている廃棄物処理センターの指定について、「指定基準に係る詳細な事項を法令又は告示で定める【平成 20 年度中に措置】」こととされたことから、所要の改正を行うものである。

2. 改正の内容

現行の廃棄物処理法では、廃棄物処理センターの指定について、「環境大臣は、廃棄物の適正かつ広域的な処理の確保に資することを目的として設立された国若しくは地方公共団体の出資若しくは拠出に係る法人（政令で定めるものに限る。）その他これらに準ずるものとして政令で定める法人又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 5 項 に規定する選定事業者」であって「業務を適正かつ確実に行うことができると認められるもの」をその申請によって指定することができる」と規定している。

今般、指定の申請に係る手続については法令又は告示にて定められていないため、施行規則において定めることとする。

具体的には、廃棄物処理法第 15 条の 5 第 1 項の規定に基づく第 15 条の 6 に規定する業務を行う者の指定の申請に係る手続については、以下の事項を記載した申請書を環境大臣に提出することとする。

- 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 事務所の所在地

また、申請書には、以下の書類を添付することとする。

- 定款
- 登記事項証明書
- 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 指定の申請に関する意思の決定を証する書面
- 法第 15 条の 6 各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画
- 最近の事業年度における事業報告書、収支決算書、財産目録その他の法第 15 条の 6 各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができることを証する書面

3. 施行日

公布の日から施行する。